

治安警察法第十七條の存廢問題は先づ本會の當面一たる重大問題であつたが、大正九年二月中旬第一回理事會の決定した事業方針は次の如き山のてあつた。

- 一、調査報告、雜誌其の他書冊の刊行
- 二、言論界其の他各方面に本會の主張を徹底すること
- 三、職工教育會、講習會、講演會等に講師派遣其の他の援助を與へること
- 四、職業紹介の獎勵統一の方法を設けたること
- 五、社會政策講習會を設置し、社會政策の研究及び實務に従事する者を養成すること
- 六、調査事項左の如し
- イ、労働委員會の組織

口、労働組合及び雇主組合の現状及び之に關する

法制

ハ、労働争議に關する法制

上記の如き事業方針の下に着々その事業の整備を圖つたのであるが、設立當初に於ける事業が桑田常務理事の指導の下に調査活動に中心が置かれた如く、同年三月下旬に開かれた第一回評議員會に於ける同理事の報告の中には既に(一)労働組合に關すること、(二)労働組合に關する法律の規定、(三)労働争議に關する法制、(四)治安警察法第十七條の問題、(五)外國に於ける同盟罷工、(六)工場委員會に關する問題等に就て調査中なりとの言葉を聞いた。然るに労働組合及び労働組合法に調査の主眼が置かれた。然し當時着手された二大事業は社會政策講習所及び中央職